

京都府教育振興プラン中間見直しに係る検討会議設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定した本府の教育振興のための施策に関する計画(京都府教育振興プラン)の中間見直しに当たり、外部有識者の意見を聴取するため、京都府教育振興プラン中間見直しに係る検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(委員の役割)

第2条 検討会議の委員は、次に掲げる事項について必要な意見を述べるものとする。

- (1) 京都府教育振興プランに基づく施策の成果及び課題に関すること。
- (2) 京都府教育振興プラン中間見直しの原案に関すること。
- (3) その他本府の教育振興に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員6名で構成する。

- 2 前項の委員は、別表のとおりとする。

(座長)

第4条 検討会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、検討会議の議事を運営する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指定する委員がその職務を行う。

(会議)

第5条 検討会議は、京都府教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が必要に応じて招集する。

(委員以外の者の出席)

第6条 検討会議には、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年2月23日から施行する。
- 2 この要綱は、京都府教育振興プランの中間見直しの確定をもって効力を失う。

(別表)

京都府教育振興プラン中間見直しに係る検討会議委員

(役職等は平成27年2月現在)

氏名	役職等
片岡 宏二	株式会社片岡製作所 代表取締役社長
カール・ベッカー	京都大学大学院人間・環境学研究科教授 こころの未来研究センター教授
小寺 正一	関西外国語大学教授 京都府社会教育委員
西本 吉生	相楽東部広域連合教育委員会教育長
原 清治	佛教大学教育学部長
藤井 真理	京都府立高等学校PTA連合会 OB会理事

(敬称略、五十音順)